

令和 2 年第 9 回公安委員会会議録

日 時	自午後 1 時 3 0 分 3 月 2 6 日 (木曜日) 至午後 4 時 3 0 分	場 所	公安委員会室	
会 議	公安委員	原委員長 小野委員 山本委員 高木委員 下山委員		
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長 首席監察官		

第 1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞 1 1 件、意見の聴取 2 2 件について説明があり、決裁が行われた。

第 2 定例会議

1 令和 2 年度総合監察実施計画等について

(1) 警察署に対する総合監察

ア 監察項目

2 0 項目 6 4 着眼点として実施

イ 監察担当官等

監察担当官 ～ 監察課長及び監察官

監察補助者 ～ 各部監察官及び業務主管課の補佐等

ウ 実施方法

監察担当官等が各警察署に赴き、監察項目に係る書類や資機材等の目視確認及び業務担当職員に対する質問等により実施

(2) 警察本部所属に対する監察

必要に応じた随時監察により実施

(3) 随時監察及び首席監察官等の巡回指導

警察官に対する襲撃事案等が増加傾向にあることから、適度な緊張感及び警戒力を保持させるべく、監察課による抜き打ち的な随時監察を行う。

また、重点的に取り組むべき非違事案防止対策等について、首席監察官による巡回指導を実施する。

(4) 警察庁及び管区監察への対応

令和 2 年度中に、警察庁による総合監察を 1 回、九州管区警察局による総合監察を 3 回、受監する予定である。

警察庁による監察項目については、「適正捜査及び組織的な捜査管理の推進状況」として通知がなされている。

(5) 各所属へのフィードバック

各所属に周知すべき内容を把握した場合は、その都度周知文を発出し、各警

察署で自主点検を実施する。

改善措置の必要が認められる案件が判明した場合は、速やかに改善計画を策定した上で改善措置を図り、検証を行う。

【委員からの質問等】

委員から、「どのような点に重点をおいて監察を実施するのか」旨の発言があり、警察側から「これまでの業務上の非違事案等の調査・検証結果に基づき、それら事案の未然防止の観点から、予防的に監察を実施していく」旨の説明があった。

2 防犯機能付き電話機の贈呈式の実施について

(1) 趣旨

県内で後を絶たない「電話で『お金』詐欺」被害防止のための「防犯機能付き電話機」の寄附を受けるに際し、電話機の贈呈式を実施し、防犯機能付き電話機の有効性の周知を図り、「電話で『お金』詐欺」の被害根絶を図るために実施するもの

(2) 実施日時

令和2年3月31日午後1時30分から（概ね20分）

(3) 実施場所

警察本部3階 警察本部長応接室

(4) 贈呈者

ア 株式会社キューネット（代表取締役社長 西川尚希）

イ 九州警備保障株式会社（同上）

(5) 被贈呈者

熊本県警察本部長

(6) 贈呈機器

防犯機能付き電話機 パナソニック社製 100台

(7) 出席者

ア 株式会社キューネット、九州警備保障株式会社関係
西川尚希社長 他3人

イ 警察関係
熊本県警察本部長 他3人

ウ 「電話で『お金』詐欺」特別防犯対策官
英太郎氏

(8) 式次第

ア 機器贈呈

イ 機器のデモンストレーション

【委員からの質問等】

警察から、贈呈機器について「受話器を取る前に、電話を受ける者に対して迷惑電話への注意を促す等の機能がある」旨の説明がなされ、委員から「この機器はどのようにして貸し出す予定か」旨の発言があり、警察から「巡回連絡や県警ひまわり隊による防犯活動の中で紹介し、相手方の了解が得られたところに貸し出しをしていく」旨の説明があった。

3 令和2年春の全国交通安全運動の実施について

(1) 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることなどにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

(2) 期間

令和2年4月6日（月）から同年4月15日（水）までの10日間

(3) 主唱

熊本県交通安全推進連盟

(4) 運動の重点

ア 子供を始めとする歩行者の安全の確保

イ 高齢運転者等の安全運転の励行

ウ 自転車の安全利用の推進

(5) 主要行事

ア 春の全国交通安全運動出発式

(ア) 日時：令和2年4月6日（月）午前10時00分から

(イ) 場所：県庁プロムナード（雨天の場合は県民の広場）

(ウ) 出席者：交通部長以下総員約30人

イ 交通事故死ゼロを目指す日

令和2年4月10日（金）

第3 報告・決裁等

1 監察業務の報告

首席監察官から報告が行われた。

2 少年指導委員の委嘱換えの決裁

少年課企画指導補佐から説明があり、決裁が行われた。

3 熊本県監査委員による令和元年度第4次定期監査結果に対する措置状況についての決裁

会計課長から説明があり、決裁が行われた。

4 運転免許取得者教育の認定に関する規則に規定する課程（第1号及び第2号）の認定の決裁

運転免許課長から説明があり、決裁が行われた。

5 行政処分に係る聴聞の実施についての決裁

生活環境課長から説明があり、決裁が行われた。

6 令和2年第8回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

7 公安委員会が管理する平成30年分「行政文書ファイル管理簿」の調製及び公表の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

8 苦情（R2No.2）の受理の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

9 審査請求（R1No.5）反論書受理の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

10 審査請求 (R2No. 4) 受理の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

11 一部免責条例の制度概要の説明

公安委員会事務室から説明が行われた。